

広島市自立支援協議会について (相談支援専門部会)

障害自立支援課

広島市における障害者相談支援体制のイメージ

【地域の相談支援の拠点(主に各区内を対象)】

広島市障害者基幹相談支援センター(8か所)

- ・総合的な相談支援の実施
- ・地域の相談支援体制の整備・充実に関すること
- ・障害者虐待の防止・再発防止支援
- ・成年後見制度や障害者差別解消法の合理的配慮等についての普及・啓発
- ・災害後の生活支援の運用及び避難行動要支援者避難制度への協力
- ・**障害者自立支援協議会地域部会の運営**
- ・地域生活支援拠点運営業務
- ・医療的ケア児者に対するコーディネート支援(東)
- ・重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制への参画

専門機関等との
ネットワーク構築



広島市障害者相談支援事業所(8か所)

- ・一般的な総合相談
- ・ケアマネジメント支援
- ・障害者相談支援体制の充実に資する取組
- ・重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制への参画

ケアマネジメント支援

一般的な相談

専門的な相談

計画相談支援を利用していない障害者等

【専門的な相談機関(全市を対象)】

地域活動支援センター I 型(4か所)

- ・主に精神保健福祉に関する相談支援等

こども療育センター(3か所)

- ・障害者相談支援事業、障害児等療育等支援事業

広島市重症心身障害児者相談支援センター(1か所)

- ・重症心身障害児者に関する相談支援
- ・医療的ケア児者に対するコーディネート支援 等

連携

人材育成、助言・支援
ネットワーク構築

専門的な相談

指定相談支援事業所

- 契約を締結した者に対する支援
- ・基本相談
- ・計画作成、モニタリング

助言・支援

契約に基づく計画相談支援の提供

地域住民・地域団体・専門機関など

指定特定相談支援事業所と
契約を締結した障害者等

広島市障害者自立支援協議会の運営イメージ

【目的】

地域における障害児者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ると共に、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議する。

【体制の概要】

広島市障害者自立支援協議会（全体会）

【事務局】 健康福祉局障害自立支援課

【構成員】 学識経験者、障害者関係団体、保健・医療関係者、福祉関係者、就労支援関係者、相談支援事業者を含む障害福祉サービス事業者

【主機能】 ◎ 地域部会からの課題を踏まえた地域のサービス基盤整備の推進
◎ 相談支援事業の評価（委員会） など

ワーキング会議（事務局会議）

【事務局】 健康福祉局障害自立支援課

【構成員】 健康福祉局障害自立支援課、各区障害者基幹相談支援センター

【機能】 地域部会から上がってきた課題の整理・分析、市施策の共有

広島市障害者自立支援協議会地域部会

【事務局】 各区障害者基幹相談支援センター（各区1か所設置）

【構成員】 相談支援事業所、区地域支えあい課、区福祉課障害福祉係（その他議題に応じて関係者を招集）

【機能】 ◎ ケース会議等を通じて、関係者が集まり、各区の現状や課題を共有する
◎ 地域の関係機関によるネットワークの構築及び資質向上 など

精神障害者地域支援部会

相談支援専門部会

評価委員会

障害者権利擁護部会

等

広島市障害者自立支援協議会運営スケジュール

【令和6年度】

4月

7月

広島市障害者自立支援協議会（第1回全体会） 7/11

- ・令和6年度の協議会について
- ・精神障害者地域支援部会の実施状況
- ・障害者虐待について

8月

9月

委託事業者評価委員会 8/20 8/30

10月

精神障害者地域支援部会

11月

広島市障害者自立支援協議会（第2回全体会）

12月

- ・委託事業者評価結果について

1月

精神障害者地域支援部会

2月

広島市障害者自立支援協議会（第3回全体会）

3月

- ・地域生活支援拠点の実施状況について
- ・日中サービス支援型共同生活援助の各部会での評価結果

広島市障害者自立支援協議会地域部会

各区で全体会と専門部会を開催（随時）

必要時に開催

障害者権利擁護部会

相談支援専門部会

ワーキング会議

等

相談支援専門部会（評価委員会）の取組みの状況

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
支給決定月変更 （誕生日）	周知期間及び変更準備	成人の利用者の障害福祉サービス支給決定更新月を誕生日に順次変更していく ※令和4年12月末更新者から開始		
評価基準検討及び 評価実施（新基準）	相談支援専門部会 （11）	自己評価アンケート実施 （5～6）	評価実施 （8～10）	改善方針等提出 （11～12）
				R4年度同様
委託事業者評価委員会の設置と実施		評価委員会研修実施 （7）	評価及び公表 （8～10）	評価委員会 （2）
			評価委員会研修実施 （4）	評価及び公表 （8～11）
				評価及び公表 （8～11）
契約人数70人に向けての取組み	周知期間	相談支援専門員1人あたり、契約人数70人（下限）の取組み（1事業所の相談支援専門員の担当者数：平均、70人を目指す。）		
相談支援専門員の契約人数等報告	周知期間	R4.10月中旬までに報告後、以降は四半期ごとに提出 ※令和4年9月末（第2四半期）から提出を依頼		

指定相談支援事業所（計画相談支援）現況報告書 集計表

報告状況（令和6年3月末）

	事業所数	報告事業所数	報告率
	a	b	b/a
全市	76	44	57.9%
中	11	7	63.6%
東	5	2	40.0%
南	9	6	66.7%
西	13	7	53.8%
安佐南	15	10	66.7%
安佐北	9	6	66.7%
安芸	5	2	40.0%
佐伯	9	4	44.4%

- 令和4年度の第3四半期（令和4年12月末）から、4半期ごとに指定相談事業所からの報告をとりまとめ、集計結果を指定相談事業所に返している。
- 全市76事業所のうち44事業所（57.9%）から報告があった。
- 達成率は、全市では100%（目標70人）となっている。

令和5年度第4四半期（令和6年3月末）

区	報告事業所数	報告相談員数	担当人数 A	(内) モニタリング頻度			目標 担当人数 B	達成率 (少数点以下 切り上げ) A/B
				標準	2ヶ月	毎月		
全市	44	92	4,958	4,700	78	176	4,971	100%
中	7	20	1,158	1,085	3	54	1,191	96%
東	2	4	146	146			210	70%
南	6	10	249	243	1	7	447	57%
西	7	15	996	986	3	7	914	109%
安佐南	10	21	1,264	1,150	61	59	1091.5	117%
安佐北	6	10	458	433	5	21	541	85%
安芸	2	5	272	267		5	270	101%
佐伯	4	7	415	390	5	23	306	137%

